自習課題関係文書部分公開決定審査請求事案（番号９）

|  |  |
| --- | --- |
| 　審査会の結論 | 諮問実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。 |
| 行政文書公開請求 | 請求日 | 令和元年８月７日 |
| 請求内容 | 請求する文書は以下のとおり。１－１. 第２準備書面４頁に、「自習監督が自習の成立が困難な状態になっていることを首席に相談したことがきっかけで生起した事案」とあるとおり、府立○○高校において自習がどのようなものとして定義されるのかがわかる文書。１－２. 第２準備書面４頁に、「自習監督が自習の成立が困難な状態になっていることを首席に相談したことがきっかけで生起した事案」とあるとおり、府立○○高校では、どのような状態であれば自習が成立しているのかを判断することのできる根拠がわかる文書。１－３. 第２準備書面４頁に、「自習監督が自習の成立が困難な状態になっていることを首席に相談したことがきっかけで生起した事案」とあるとおり、府立○○高校では、どのような状態であれば自習の成立が困難となるのかを判断することのできる根拠がわかる文書。２－１. 第２準備書面４頁に、「○○高校における申し合わせとして、教務部が職員会議で説明している」とあるとおり、平成29年度において当該職員会議で説明された際の記録。２－２. 第２準備書面４頁に、「○○高校における申し合わせとして、教務部が職員会議で説明している」とあるとおり、平成29年度において当該職員会議で説明された際の配付資料。３．大阪府行政文書管理規則別表（第十七条関係）において、高校で適宜出題される「自習課題」がどこに該当するのかがわかる文書。　以上６件○○裁判所　平成○○年（○○）第○○号「○○請求事件」における被告第２準備書面（すでに別件で提出しているので４頁のみ）を添付する。なお、被告は○○であり、○○である。 |
| 実施機関の決定 | 令和元年９月12日付け教高第2570-２号による部分公開決定。【一部を公開することと決定した行政文書の名称】平成29年４月７日　職員会議議事録【公開しないことと決定した部分】記録冒頭「校長より」の記載内容【公開しない理由】条例第９条第１号に該当する。本件非開示部分は、個人を特定する情報である。かかる事実は請求者以外の個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。　※本件決定は、請求内容２－１に係るものである。 |
| 審査請求書 | 請求日 | 令和元年10月７日 |
| 趣旨 | 処分の取消しを求める。他の該当文書の公開を求める。 |
| 理由 | ○○裁判所平成○○年（○○）第○○号「○○請求事件」における被告第１準備書面２頁によれば、「○○高校においては、授業担当者又は教科が自習課題を準備し、（略）通例としており」とあるが、本件公開文書においては、「急な場合は教科で作成する」とあるため齟齬が生じており、こうした通例について記載されておらず、不当である。よって、他の適切な文書の全部公開を要求する。 |
| 弁明書 | 審査請求人が情報公開請求を行った２－１に該当する行政文書については、府立○○高等学校において、部分公開した議事録しか存在しない。非開示の箇所については、個人を特定する情報で、かかる事実は請求者以外の個人のプライバシーに関する情報であり、一般に他人に知られたくないと望むことが正当である。 |
| 反論書 | 「弁明の理由」において、「部分公開した議事録しか存在しない」とあるが、当該議事録には「プリントの通り」とあるのみで、当該「プリント」には、自習、自習の定義、自習成立の定義、自習課題についてなどの明確な規定が載っていない。これは、○○裁判所平成○○年（○○）第○○号における被告準備書面において、○○による「自習の通例について明文化されていないと述べているが、○○高校における申し合わせとして、教務部が職員会議で説明している」とした説明と矛盾する。よって、このほかにも適切な文書が存在することは自明である。あるいは、○○の偽証罪が成立する、もしくは、当該職員会議書記担当者の「○○」の公文書偽造のいずれかであると考えられるので、いずれであるのか釈明されたい。 |
| 判　断 | １　文書の特定については、公開請求書の記載から通常読み取れる範囲で行えば足りると解される。実施機関は、本件請求２－１「平成29年度において当該職員会議で説明された際の配付資料」に対し、対象文書を「平成29年４月７日　職員会議議事録」であると特定して本件決定を行っており、公開請求書の記載から通常読み取れる範囲で特定を行っているといえ、実施機関の主張に不合理な点はない。　なお、本件対象文書には、「プリントの通り」という記載があり、別添の文書が存在することがうかがわれ、当審査会が職権で調査したところ、本件対象文書には、教務部が作成した「年度当初　教務申し合わせ事項」と題する書面（以下「プリント」という。）が別添されていること及び当該プリントは、令和元年８月21日付け教高第2570号により公開されていることを確認した。２　審査請求人は、被告第１準備書面２頁の記載内容と、プリントの記載内容に齟齬があるとして、他の適切な文書の全部公開を求めている。すなわち、被告第１準備書面２頁には、「○○高校においては、授業担当者又は教科が自習課題を準備し、自習監督者が自習時間終了後に課題を回収して授業担当者に渡すことを通例としており、」との記載があり、プリントには、「・自習課題は授業担当者が事前に用意し、学年教務へ渡す。急な場合は教科で作成する。」との |
| 判　断 | 　記載があり、他に適切な文書が存在すると主張する。　　しかし、本件対象文書は、被告第１準備書面に記載された内容の根拠ともなりうるものであるところ、上記１のとおり、文書の特定に不合理な点はないことからも、審査請求人の主張は認められない。　　また、審査請求人は、被告準備書面において「自習の通例について明文化されていないと述べているが、○○高校における申し合わせとして、教務部が職員会議で説明している」との記載があるにもかかわらず、「プリント」には、自習、自習の定義、自習成立の定義、自習課題についてなどの明確な規定が載っていないため、他に適切な文書が存在するとも主張する。この点、準備書面の記載では、審査請求人が主張するような自習の定義、自習成立の定義等が申し合わせ事項に記載されているとは主張しておらず、準備書面の記載をもって、他に文書があることが推測されるものではない。また、プリントには、自習に係る一般的な運用方法が記載されており、準備書面の記載をもって、他に文書が存在することを裏付けるとはいえない。３　よって、「審査会の結論」のとおり答申する。 |
| 経　過 | ・令和元年８月７日 　　　同月５日付け公開請求・同月21日　　　　　　　教高第2570号による部分公開決定・同年９月12日 　　 　　教高第2570号による部分公開決定を取消し教高第2570-２号による部分公開決定・同年10月７日　　　　　審査請求・令和２年２月26日　　　弁明書・同年３月６日　　　　　 反論書・同年４月６日 　 　　　諮問 |